

役員退職慰労金規程

規程第10号の2

(総 則)

第1条 この規程は、社団法人日本中小型造船工業会の常勤役員(以下「役員」という。)に対する退職慰労金の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(慰労金の支給)

第2条 役員が退職したとき、または解任されたときは本人に、死亡したときはその遺族に、理事会の議決を経て退職慰労金を支給することができる。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定めるところによる。

(慰労金の額)

第3条 退職慰労金の額は、次の算式により算出した額を標準とする。

$$\text{退職時における本俸月額} \times \text{役員としての勤続月数} \times 0.20$$

2 前項の勤続月数は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

3 1ヶ月に満たない日数は、これを1ヶ月に切り上げる。

(端数の処理)

第4条 この規程の定めるところによる退職慰労金計算において100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。

(慰労金の支給時期)

第5条 退職慰労金は、特別の事由がある場合を除き支給事由の発生した日から1ヶ月以内に通貨をもって支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成20年5月16日から施行する。